

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年4月8日

阿賀野市長 加 藤 博 幸

阿賀野市規則第16号

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年阿賀野市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別表第3に次のように加える。

(15) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。)に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合(別表第4の第4号、第5号及び第6号に掲げる場合を除く。)	1の年度において別表第6の定める期間
--	--------------------

別表第4第2号中「小学校就学の始期に達するまでの」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」に改め、「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているものに限る。」を削り、「看護」の次に「等」を加え、「世話又は疾病」を「世話、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をする」に改め、同表第3号中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同表中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。